

山口県報

令和 7 年
3 月 31 日
(月曜日)

目 次

○人委規則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則……………
管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………



管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第二十四号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和四十年山口県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一知事の事務部局の項中「東京事務所次長（人事委員会の定めるものを除く。）」を「東京事務所次長（人事委員会の定めるものに限り。）」に改め、「農林水産事務所部長（人事委員会の定めるものに限り。）」を削り、「農林水産事務所部長（人事委員会の定めるものを除く。）」を「農林水産事務所部長」に改め、「東京事務所次長（人事委員会の定めるものに限り。）」を削り、「計量検定所次長」を「児童相談所次長（人事委員会の定めるものに限り。）」に改め、同表議会の事務部局の項中

「課長」を「課長 政務企画室長」に改め、「政務企画室長」を削り、同表教育委員会の事務

部局の項中「教育情報化推進室次長」を「本庁室次長」に改め、同表警察本部の項

中「交通企画官」を「交通企画官 運転管理官」に、「装備管理官」を「装備管理官 鑑定管理官」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第二十五号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年山口県人事委員会規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表議会議務局の項中「課長」を「審議監 課長」に改め、同表知事の事務部局の項中「秘書課の主査」を「秘書課の主査及び主任」に、「所長 総務課長」を「所長 次長 総務課長」に改め、同表教育委員会の事務局等の項中「教職員課」を「県立高校再編整備室の室次長 教職員課」に改め、同表監査委員事務局の項中「調整監」を「主幹」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

令和七年三月三十一日印刷
令和七年三月三十一日発行

発行人
所

山口県知事
山口県知事